

2019年3月下旬号

# 国際情報广场信息报

◇発行: 東大阪市国際情報广场(毎月発行2次)

〒577-8521 東大阪市荒本北1-1-1 市役所12階文化国際課内

◇TEL 06-4309-3311 / FAX 06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html



※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

**3月23日(周六) 9:00~12:00 市政府大楼开设部分业务窗口**

3月23日(土) 9:00~12:00 市役所本庁舎の一部窓口業務を開設します

**2019年度の国民年金保険料は毎月1万6410円**

平成31年度の国民年金保険料は月額1万6410円です

## 符合申请儿童津贴制度・儿童抚养津贴制度的人请办理申请手续

児童手当制度・児童扶養手当制度に該当する方は申請手続きをしてください

### ◆ 儿童津贴制度

这是对养育中学毕业之前(满15岁后最初的3月31日)孩子的人的支付津贴费制度。

【每人每月支付额(月額)】

儿童年龄	支付额 ※1
未滿3岁	15,000 日元
3岁以上小学毕业前(第1子・第2子)	10,000 日元
3岁以上小学毕业前(第3子以后)※2	15,000 日元
中学生	10,000 日元

※1 收入超过限制额以上的人一律为5,000日元(特例支付)。

※2 「第3子以后」是指,养育满18岁后迎来最初的3月31日之前孩子中的第3个孩子以后。

【支付时期】

原则上从办理申请手续月的下一个月开始支付,每年的6月15日、10月15日、2月15日分别支付前一个月为止的津贴费。

### ◆ 儿童抚养津贴制度

儿童抚养津贴是对符合以下对象者中的任意一项、且监护满18岁后迎来最初的3月31日之前孩子的父・母、或是代替父母养育孩子的人的支付津贴费制度。

【对象】

- ◆ 父母离婚的儿童
  - ◆ 父亲或是母亲死亡的儿童
  - ◆ 父亲或是母亲患有政令指定的障害状态的儿童
  - ◆ 父亲或是母亲生死不明的儿童
- 等

关于支付津贴额、收入所得限制额等详细事项请询问。

询问处:国民年金課 TEL 06-4309-3165/FAX 06-4309-3805

### ◆ 儿童手当制度

中学校卒業(15歳到達後最初の3月31日)までの児童を養育している方に手当を支給する制度です。

【児童1人当たりの支給額(月額)】

児童の年齢	支給額 ※1
3歳未滿	1万5,000円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	1万円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)※2	1万5,000円
中学生	1万円

※1 所得制限限度額以上の方は一律5,000円(特例給付)。

※2 「第3子以降」とは、18歳到達後の最初の3月31日まで養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

【支給時期】

原則、申請した月の翌月分から、毎年6月15日、10月15日、2月15日にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

### ◆ 児童扶養手当制度

児童扶養手当は下記の対象のいずれかに該当する、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護している父・母、または父母に代わって養育する方に手当を支給する制度です。

【対象】

- ◆ 父母が離婚した児童
- ◆ 父または母が死亡した児童
- ◆ 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ◆ 父または母の生死が不明の児童

など。  
てあてがく しょうとくせいげんがく くわ といいあわ  
手当額や所得制限額など詳しくはお問合せください。

問い合わせ先: 国民年金課



<h3>已寄出新的儿童医疗证</h3>	<p>あたらしいこどもいりょうじょう そうふ 新しい子ども医療証を送付</p>
<p>4月開始将升入中・小学，并且可继续享受儿童医疗费补助制度的人，在3月中旬会收到新的「儿童医疗证」。因为旧的医疗证不能再继续使用，请在4月1日以后退还给医疗补助课或是行政服务中心(可邮寄)。</p> <p><b>【対象】</b> 以市内在住并加入健康保险年满15岁后的最初的3月31日(中学毕业)之前的孩子为对象。 符合领取医疗证条件但还未申请的人，请携带记载有符合对象儿童姓名的健康保险卡及印章去医疗补助课或是行政服务中心办理申请手续。 另外，享受其他公费医疗制度(单亲家庭医疗、重度障害者医疗等)以及领取生活保护者除外。 有关补助等详细内容请向医疗补助课询问。</p>	<p>4月から小学校・中学校に入学する年齢の方で、引き続き子ども医療費助成制度の対象になる方へ新しい「子ども医療証」を3月中旬に送付します。</p> <p>なお、古い医療証は、4月1日以降に医療助成課または行政サービスセンターに返却してください(郵送可)。</p> <p><b>【対象】</b> 市内在住で健康保険に加入している15歳到達後の最初の3月31日(中学校卒業)までの子どもが対象です。 医療証の交付申請をしていない方は、対象となる子どもの氏名が記載された健康保険証と印鑑を持って、医療助成課または行政サービスセンターで申請してください。</p> <p>なお、他の公費医療制度(ひとり親家庭医療、重度障害者医療など)や生活保護を受けている方は対象になりません。 助成内容等詳しくは、医療助成課までお問合せください。</p>
<p>询问处: 医疗补助课 TEL 06-4309-3166/FAX 06-4309-3805</p>	<p>問い合わせ先: 医療助成課</p>

<h3>是否收到了中・小学・义务教育学校的入学通知书?</h3> <p>しょうがっこう ちゅうがっこう きむきょういっくがっこうしゅうがくつうちょう とど 小学校・中学校・義務教育学校就学通知書は届きましたか?</p>	
<p>对有4月开始升入小学・义务教育学校的儿童(2012年4月2日~2013年4月1日出生)或是升入中学・义务教育学校的学生(2006年4月2日~2007年4月1日出生)的家庭，从2018年11月开始到12月之间我们已经发出了入学通知书。希望就读日本学校还没有收到入学通知书的人，请尽快与我们联系。</p> <p>※ 需要翻译者请与国际情报广场联系。</p>	<p>4月から、小学校・義務教育学校へ入学する子ども(平成24年4月2日~平成25年4月1日生まれ)または中学校・義務教育学校へ入学する子ども(平成18年4月2日~平成19年4月1日生まれ)がいる家庭に、昨年11月から12月にかけて就学通知書を送付しています。日本の学校に通いたい方で就学通知書が届いていない方は至急連絡してください。</p> <p>※通訳が必要な方は国際情報プラザまでお問合せください。</p>
<p>询问处: 学事課 TEL 06-4309-3271/FAX 06-4309-3838</p>	<p>問い合わせ先: 学事課</p>

<h3>与我们一起来学日语吗?</h3> <p>にほんご まな 日本語を学びませんか</p>	
<p>为在每天的生活中因日语有困难的外国人市民开设日语教室。</p> <p>※关于日语教室的场所、时间等详细内容请询问。</p>	<p>毎日の生活で日本語に困っている外国人住民のために日本語教室を開いています。</p> <p>※教室の場所や時間等詳しくはお問合せください。</p>
<p>申请・询问处: NPO 东大阪日语教室 TEL 06-6725-6300 文化国际课 TEL 06-4309-3155/FAX 06-4309-3823</p>	<p>申込み・問合せ先: NPO 東大阪日本語教室 ぶんかこくさいか 文化国際課</p>

<h3>4月1日开始母子健康手册交付窗口将改在保健中心</h3> <p>ぼしけんこうてちやうこうふまどぐち がついつちち ほけん 母子健康手帳交付窓口4月1日から保健センターで</p>	
<p>4月1日开始母子健康手册交付场所将改在东・中・西的3处保健中心，迁入东大阪时原来在市政府大厅和行政服务中心交付的包括孕妇健康检查等受诊券的交换将结束。</p>	<p>4月1日から、母子健康手帳の交付場所が東・中・西保健センターの3か所になり、転入時の妊婦健康診査などの受診券の交換も含め、市役所本庁舎と行政サービスセンターでの交付は終了します。</p>
<p>询问处: 母子保健・感染症課 TEL 072-960-3805/FAX 072-960-3809</p>	<p>問い合わせ先: 母子保健・感染症課</p>

